



大町保健所管内の旅館で ノロウイルスによる食中毒が発生しました

本日、大町保健所は、北安曇郡内の旅館を食中毒の原因施設と断定し、この施設の調理部門に対し、令和元年5月24日から5月26日まで、3日間の営業停止を命じました。

患者は、5月9日から5月12日に、この施設で食事をした107グループ473名中の59グループ190名で、環境保全研究所及び関係自治体が行った検査により、患者便及び調理従事者便からノロウイルスが検出されました。

なお、患者は全員快方に向かっています。

【事件の探知】

令和元年5月15日、大阪市から「5月9日から11日にかけて長野県へ修学旅行に行った大阪市内の中学校から体調不良を訴えている者がいる。」旨の連絡がありました。

【大町保健所による調査結果概要】

- 患者は、5月9日から5月12日にこの旅館の食事を喫食した107グループ473名中の59グループ190名で、5月10日午後7時頃から下痢、吐き気、発熱、嘔吐などの症状を呈していました。
- 患者は、この施設で調理された食事を共通して喫食していました。
- 環境保全研究所及び関係自治体が行った検査により、患者便及び調理従事者便からノロウイルスが検出されました。
- 患者の症状は、ノロウイルスによる食中毒の症状と一致していました。
- 医師から食中毒の届出がありました。
- 以上のことから、大町保健所はこの施設で提供された食事を原因とする食中毒と断定しました。

担当保健所	大町保健所	
患者関係	発症日時	5月10日 午後7時頃から
	患者症状	下痢、吐き気、発熱、嘔吐など
	患者所在地	大阪府、愛知県、三重県 他
	患者数 及び喫食者数	患者数/喫食者数 : 190名/473名 (患者内訳) 男性: 73名 (年齢: 10歳未満~80歳代) 女性: 117名 (年齢: 10歳未満~70歳代)
	入院患者数	1名
	医療機関受診者数	39名 (受診医療機関数: 33か所)
原因食品	当該施設で提供された食事 (5月9日の夕食から5月12日の朝食)	
病因物質	ノロウイルス	
原因施設	営業所所在地	北安曇郡
	営業許可業種	飲食店営業
措置	食品衛生法第55条第1項の規定による営業停止 営業停止期間 令和元年5月24日から5月26日までの3日間 (この施設は5月16日から施設全館の営業を自粛しています。)	

[参 考]

患者らへ提供されたメニュー	バイキングメニュー（肉じゃが、きのこ醤油おろし大根、焼き魚、まぐろオクラ、スクランブルエッグ、野菜サラダ、飲料等）	
検査結果	ノロウイルス	患者便：128 検体中 73 検体から検出 調理従事者便：53 検体中 20 検体から検出

[参 考] 長野県内（長野市含む。）における食中毒発生状況（本件含む。）

令和元年度 （うち 長野市）	3件 （1件）	204名 （2名）
平成30年度 （うち 長野市）	17件 （6件）	194名 （51名）

～～ ノロウイルスによる食中毒とは ～～

[特 徴]

ノロウイルスによる食中毒は、主に①ノロウイルスに感染したヒトを介してウイルスに汚染された食品や、②ノロウイルスが蓄積した二枚貝を「生」や「加熱不足」で食べることによって起こります。

また、このウイルスの感染力は非常に強く、食品を介さなくてもヒトからヒトへ容易に感染します。

[症 状]

1～2日の潜伏期間を経た後、下痢、嘔吐、吐き気、発熱などを起こします。かぜとよく似た症状がみられる場合もあります。通常は発症してから1～2日で症状は治まりますが、小さなお子さんやお年寄りには脱水症状を起こす可能性がありますので、おかしいなと思ったら早めに医療機関で受診してください。

[予防方法]

外から帰った時、トイレの後、調理の前、食事の前には、**石けんで手を十分に洗いましょう。**

トイレに入る際は、衣服を汚さないように上着を脱ぐか、袖口をまくりましょう。

加熱して調理する**料理は、中心部まで十分に加熱しましょう。**

まな板、包丁、ふきんなどはよく洗い、**熱湯や漂白剤で殺菌して使いましょう。**

下痢、嘔吐、腹痛、発熱などの症状がある時は、調理に従事しないようにしましょう。

患者さんの嘔吐物などを処理する時は、マスクを着用し、使い捨ての手袋を使って片付けた後、塩素剤で消毒を行い、汚染が広がらないよう十分に注意しましょう。

発症者の便には多量のウイルスが含まれますが、症状が治まった後もしばらくの間はウイルスが排出されますので注意しましょう。

確かな暮らしが営まれる美しい信州 ～学びと自治の力で拓く新時代～

しあわせ信州創造プラン 2.0（長野県総合5か年計画）推進中

大町保健所 食品・生活衛生課
 (次長)小根沢 義行 (課長)黒岩 浩一 (担当)山口 哲弘
 電話:0261-23-6528(直通)
 0261-22-5111(内線 2351)
 FAX:0261-23-2266
 E-mail omachiho-shokusei@pref.nagano.lg.jp

健康福祉部 食品・生活衛生課 食品衛生係
 (課長)吉田 徹也 (担当)福井 秀樹 飯塚 春彦
 電話:026-235-7155(直通)
 026-232-0111(内線 2661)
 FAX:026-232-7288
 E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp